

令和6年3月25日

第9回村上市農業委員会会議録

第9回村上市農業委員会総会を令和6年3月25日午後3時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	5 番	遠	山	和孝
6 番	遠	藤	俊樹	7 番	斎	藤	博
8 番	稲	葉	浩之	9 番	阿	部	正一
10 番	佐	藤	昌夫	11 番	板	垣	栄一
12 番	船	山	寛	13 番	島	田	幸男
14 番	田	村	昭一	15 番	佐	藤	裕介
16 番	加	藤	孝平	17 番	佐	藤	健吉
18 番	大	倉	毅	19 番	富	樫	与志栄
20 番	富	樫	あゆみ				

2. 欠席委員は次のとおりである。

4 番 高 橋 大 亮

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第5号 令和6・7年度農作業労働賃金標準額（案）について
議案第6号 参考賃貸借料（案）について
議案第7号 職員の任免について
そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 高 橋 雄 大
事 務 局 次 長 中 村 宣 信
事 務 局 副 参 事 小 田 雄 介
事 務 局 副 参 事 近 藤 和 久

高橋局長

それでは、改めましてただいまから第9回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は1名です。議席番号4番、高橋大亮委員から欠席の報告を受けております。よって、本日の出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、本日は農地利用最適化推進委員との合同の会議ですので、推進委員の方にもご出席をいただいております。本日の欠席の推進委員は1名です。議席番号11番、本間俊樹委員、議席番号10番、八藤後瑞枝委員が少し遅れてくるということで報告を受けております。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員選出に入ります。恒例により私に一任いただければ幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第9回村上市農業委員会総会議事録署名委員には、議席番号17番、佐藤委員、議席番号18番、大倉委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

次に、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局、報告してください。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、村上市山屋〇〇〇〇、土地につきましては20筆、12,637平米となっております。申請事由としましては、申請地は20年以上前から耕作しておらず、字大場沢〇〇〇〇、〇〇〇〇は現在山林化しており、それ以外の申請地は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況であります。

続きまして、1枚めくっていただきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。番号2、

申請人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、164平米。申請事由としましては、申請地は30年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況となっております。

続きまして、位置について説明いたします。右側のページ、3ページを御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面中段、左側が山屋集落でございます。先月の案件もございましたけれど、昨年の中農地パトロールのときに現地確認を行った場所付近になります。図面左下、集落の下から図面右側に向かいまして太線で囲まれているところが今回の20筆の申請地となっております。

続きまして、次のページ、4ページを御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面中央にあるのが檜原集落でございます。図面右上から左下に通っているのが国道7号となっております、図面中段中央に太線で囲まれているところが申請地となっております。

報告は以上でございます。

石山会長

それでは、報告第1号について、ご質問等ありましたら伺いしますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、報告は以上といたします。

議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

小田副参事

それでは、5ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。今月は、贈与が2件、売買の案件が6件、合わせまして8件でございます。

それでは、番号1番、贈与案件からでございます。番号1番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積19平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらは、弟さんからお兄さんのほうへ贈与したいものでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,360平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらは、現在の耕作者の方へ贈与したいものでございます。

番号3番から売買の案件でございます。番号3番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積984平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たりも約〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号4番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積94平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円で、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

めくっていただきまして、6ページです。番号5番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、

畑1筆、地積1,051平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号6番になります。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑15筆、合わせまして地積は3,824平米になります。契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円で10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

8ページになります。番号7番でございます。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田が2筆と畑2筆になります。8ページと9ページにちょっとまたがって書かれております。地積が合わせまして1,139平米、契約の種別が所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たりが〇〇〇〇円でございます。

またページをめくっていただきまして、番号8番になります。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、石田悠、地目、畑1筆、地積111平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。この持分は23分の1でございます。

続きまして、場所の説明をいたします。11ページになります。こちら朝日地区の早稲田集落になります。説明の前にこの地図の関係ですが、3月1日から村上市で使っております地図機能が変わりました。先月までの地図の表示と若干変わってございますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、11ページの番号1番の地図です。こちらが朝日地区の早稲田集落でございます。ページ中央斜めに国道7号が走っております。ページの右側に大須戸川が流れております。ページ中央付近の国道7号脇に三角に囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号1番の位置図でございます。

ページめくっていただきまして、12ページを御覧ください。こちら山北地区の上大鳥集落でございます。ページを左右に国道7号が走っております。7号下側に勝木川が流れておりまして、その勝木川沿いに1筆太く囲った箇所がございます。こちらが議案第1号、番号2番の位置図になります。

続きまして、13ページ御覧ください。こちら荒川地区の海老江集落でございます。海老江集落の少し烏川寄り、ページ中央右側に太く囲った1筆でございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図でございます。

またページをめくっていただきまして、14ページ御覧ください。こちら神林地区の牧目地内でございます。ページ中央を南北に国道345号が走っております。左上側に松喜和集落でございます。ページ中央にコンビニエンスストアの信号がございます。その下にMURAKYOさん、さらに下側にコメリさんがありまして、その裏側に太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号4番の位置図でございます。

続きまして、15ページでございます。こちら朝日地区の古渡路集落でございます。ページ中央

やや上側に小川小学校がございます。こちら小川小学校のやや左下側、朝日学童保育所の左脇に太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号5番の位置図でございます。

続きまして、16ページになります。こちら朝日地区の寺尾集落でございます。集落の右側には三面川が流れております。寺尾集落内の道沿いに各筆を囲んでございます。こちらが議案第1号、番号6番の位置図でございます。

続きまして、17ページになります。こちら荒川地区の大津地内でございます。ページ中央やや上側に4筆ほど固まって囲んでおります。こちらが議案第1号、番号7番の位置図でございます。

続きまして、18ページ御覧ください。こちら朝日地区でございます。左上に三面川が流れており、右側に縦に国道7号走っております。ちょうど寺尾集落、西興屋集落の境付近になります。ページ中央やや下側に小さく囲んだ場所がございます。こちらが議案第1号、番号8番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。説明しました8件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

石山会長

議案第1号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

今月1件ございました。

19ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、283平米、転用目的は駐車場及び通路、農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は住宅の建て替えに合わせて、道路幅員が広い裏側へ出入り口を変更することとしたため、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。駐車場3台分、180平米、通路10.8メートル、幅員4.2メートルとなっております。

ります。

続きまして、位置の説明をいたします。次のページ御覧いただきたいと思います。図面中央にある集落が笹平集落となっております。図面やや左上から中央下方向に通っているのが県道小揚猿沢線でございます。その県道の右側に平行に流れているのが長津川となっております。図面中央やや下のところに太線で囲まれているところが申請地となっております。

説明は以上でございます。

石山会長

転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

12番、船山委員。

船山 寛委員

それでは、第4条の規定に係る現地説明をしてきましたので、報告いたします。7日午前9時から、朝日支所において、農業委員5名、最適化推進委員5名、中村次長より現場説明を受けて現場に向かいまして、〇〇〇〇行政書士の説明を受けましたが、現場は現畑となっておりますけども、住宅の中の一画、原野状態になっておりますし、現在の建物の道路が1.8メートルの幅しかなく、よその住宅の前を通らないと行けないということですし、駐車場もないということです。ちょうどこの畑を利用して、4メートル道路が通っておりますので、そこに住宅を建てる計画です。また、上下水道も全部完備しておりますし、そこに全部つなぐということで、朝日地区全員としてやむを得ないという判断を下してきましたので、皆さんのご審議をよろしく願います。

石山会長

それでは、議案第2号につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

しばらくご意見、ご質問ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

21ページを御覧いただきたいと思います。今月2件案件がございます。

番号1、譲渡人〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇、土地につきましては1筆、249平米、転用目的は貸し住宅建築敷地、契約は売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第3種農地。備考としましては、申請者は貸し住宅の建築を計画しており、申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の医療施設があり、上下水道管が埋設された道路の沿道に位置する農地です。木造平家建て1棟、建築面積44.72平米となっております。

続きまして、下段、番号2、譲渡人〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇となっております。土地につきましては1筆、173平米、転用目的は建築条件付売買予定地でございます。契約は売買、対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となります。農地区分は第3種農地。備考としましては、申請者は建築条件付売買予定地として販売するため、転用申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の教育施設があり、上下水道管が埋設された道路の沿道に位置する農地です。宅地分譲区画1区画、全体計画として173平米となっております。

続きまして、位置について説明いたします。次のページ、22ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面右上から下段中央に通っているのが国道7号、図面には写っておりませんが、下段のほうに行くとイオン村上東店がございます。図面右上に若干写っているのが門前川でございます。図面中段右側に太線で囲まれているところが申請地となっております。

続きまして、右側のページ御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面上段中央から下方向に通っているのが国道7号、図面左下、国道7号の脇に坂町病院がございます。また、図面右下には保内小学校があり、小学校の左側に太線で囲まれているところが申請地となっております。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査報告をお願いいたします。最初に、議案番号1番について報告願います。議席番号推進委員12番、中村委員。

中村 淳推進委員

12番、中村淳です。よろしくお願いします。議案第3号、番号1番について現地調査を行いましたので、報告いたします。

先日3月11日午前9時に下相川地内の現地に集合し、農業委員4名、推進委員3名、事務局よりは中村次長と〇〇〇〇行政書士立ち会いの下、現地確認を行いました。申請地は、500メートル以内に2つ以上の医療施設があり、上下水道管が埋設された道路の沿道にある第3種農地ということもあり、問題なく現地調査が行われ、村上地区では全員一致で許可相当との判断になりました。

したが、本総会でのご審議よろしく願います。

石山会長

次に、現地調査報告を議案番号2番についてお願いいたします。推進委員1番、阿部委員。

阿部高幸推進委員

推進委員1番、阿部です。農地法第5条、申請番号2番につきまして、現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

荒川地域では、3月8日金曜日午前9時から、荒川支所において、農業委員2名、最適化推進員3名、事務局からは中村次長、荒川支所産業建設課からは玉木係長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地調査を実施いたしました。現地では、代理人の〇〇〇〇行政書士立ち会いの下、申請内容について確認を行いました。申請地には保内小学校のそばにあり、集落内にも位置する農地です。隣接する農地はなく、周囲は住宅に囲まれています。また、前面の道路には上下水道管が埋設されており、雨水の排水先となる側溝も道路に設置されておりました。以上から、荒川地域としては許可すべきものとの意見となりました。ご審議のほどよろしく願います。

石山会長

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

これも特になくありませんので、議案第3号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

小田副参事

それでは、24ページから御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借が5件、賃貸借の設定が304件、贈与が1件、売買が1件ございます。その後、農地中間管理機構案件のご説明をさせていただきます。

それでは、24ページの番号1番からご説明いたします。番号1番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、地目、田2筆、地積599平米、使用貸借で、期間は10年間、新規の設定で、改良区費は借人

負担でございます。

以降、番号5番まで使用貸借の案件でございます。

25ページの番号6番を御覧ください。こちらから賃貸借権の設定でございます。番号6番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積60平米、賃貸借権の設定で、期間は10年間、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇円、再設定の案件でございます。

以降、102ページの番号309番まで賃貸借権の設定の案件でございます。

それでは、102ページの番号310番を御覧ください。こちら贈与の案件でございます。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積410平米、所有権の移転、贈与でございます。

続きまして、番号311番、こちらは売買の案件でございます。譲渡人〇〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇〇、地目、畑3筆、地積が合わせまして253平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置の説明をします。めくっていただいた104ページ御覧ください。こちら朝日地区の小川地内でございます。ページ左側に国道7号が走っておりまして、少し上に行くと水明橋と国道の除雪ステーションがあります。ページ中央のやや右側に太く囲った1筆がございます。こちらが議案第4号、番号310番の位置図でございます。

続きまして、右側の105ページになります。こちら朝日地区の小川地内でございます。先ほどの左側の図面のやや下側に位置する地図でございます。ページの中央を南北に国道7号が走っておりまして、ページ中央やや左上側に2筆、太く囲った箇所と右下側、あけぼの団地のやや上側に太く囲った筆がございます。合わせて3筆が議案第4号、番号311番の位置図でございます。

続きまして、中間管理機構の説明をさせていただきます。

近藤副参事

続きまして、106ページ御覧ください。ここからは、農地中間管理事業における利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、使用貸借2件、賃貸借66件、合計68件です。

初めに、使用貸借の案件でございます。番号312番、貸人〇〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、有明字仲町〇〇〇〇〇、地目、田、地積498平米ほか1筆、計1,016平米、利用権等の種別が使用貸借による利用権の設定、期間が10年間、改良区費は借人負担でございます。

続いて、番号313番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人〇〇〇〇〇。内容については、番号312番と同様でございます。

続きまして、賃貸借の案件です。番号314番、貸人〇〇〇〇〇、借人〇〇〇〇〇、土地の表示、金屋字二千刈〇〇〇〇〇、地目、田、地積4,993平米ほか2筆、計14,987平米、利用権等の種別が賃貸借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担でございます。

続いて、番号315番、貸人公益社団法人新潟県農林公社、借人〇〇〇〇。内容については、番号314番と同様でございます。

ここから122ページ、番号379番までが賃借権の案件になっております。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、最初に議案番号164番から167番までにつき審議いたします。議席番号11番、板垣委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(11番 板垣栄一君退席)

石山会長

それでは、議案番号164番から167番まで質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号164番から167番までにつき承認することに決定いたしました。

(11番 板垣栄一君着席)

石山会長

板垣委員、164番から167番までにつき承認することに決定いたしました。

次に、議案番号212番、213番につき審議いたします。議席番号18番、大倉委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(18番 大倉 毅君退席)

石山会長

212番、213番につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号212番、213番を承認することに決定いたしました。

(18番 大倉 毅君着席)

石山会長

大倉委員、212は、113番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号310番、311番につき質疑に入ります。12番、船山委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(12番 船山 寛君退席)

石山会長

310番、311番につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号310番、311番、承認することに決定いたしました。

(12番 船山 寛君着席)

石山会長

船山委員、議案番号310番、311番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号312番から379番まで、議長、私の関連する議案で、議事に参与できませんので、議長を職務代理者に代わり、審議をお願いします。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、議長、石山君に代わり、職務代理者の私が務めさせていただきます。

106ページから122ページ、番号312から379番までを審議いたします。ご意見ある方、お願いいたします。

(発言する者なし)

板垣職務代理

しばらくしないようでありますので、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

異議なしと認め、312から379番まで承認することに決定いたしました。

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

石山会長、312番から379番まで承認することに決定いたしました。

石山会長

それでは、議案第4号、承認された案件を除いて質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案第4号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 令和6・7年度農作業労働賃金標準額(案)についてと議案第6号 参考賃貸借料(案)について議題といたします。

農政振興部会長から説明願います。7番、斎藤農政振興部会長。

斎藤 博委員

7番、斎藤です。議案第5号、第6号の審議に当たりまして、農政振興部会を開催いたしましたので、ご報告いたします。

3月13日午前10時より、この場におきまして農政振興部会を開催いたしました。内容につきましては、今の第5号の農作業労働賃金標準額の見直しについてと参考賃借料の見直しについてであります。農作業労働賃金の見直しにつきましては、2月の22日に各地域より選考委員にお願いいたしまして検討しました。令和5年度の県内の各市町村のデータを基に賃金を検討いただいた結果、お配りいたしている書類のように審議いたしました。また、参考賃借料の件につきましては、各地域におきまして2月から3月にかけて地域ごとにご審議いただきまして、それを基に作成いたしました。また、今後につきましては、表記の仕方と改良区費の取扱い等はまた次回検討することといたしました。内容につきましては、事務局のほうよりお願いいたします。

以上です。

石山会長

議案第5号について、補足の説明を事務局からお願いします。

小田副参事

それでは、123ページ、議案第5号になります。令和6・7年度農作業労働賃金標準額(案)についてご説明をいたします。

今ほど農政振興部会長からお話しいただきましたが、この別紙の案、令和6年度、7年度農作業労働賃金標準額(案)という資料を御覧いただきたいと思います。こちら2月の22日に農作業労働賃金標準額の検討委員会を開催いたしております。農政振興部会を中心に、各地区から選出いただきました農業委員さん及び委託農家の方、受託農家の方から検討委員になっていただきまして議論いただきました。その中で前回と変わったところをちょっとご説明いたします。

農作業賃金1日当たりのところですが、今回8,000円の表示ですが、前回7,200円の数字

です。7,200円から8,000円。続きまして、耕起の部分ですが、前回は5,500円でしたが、こちら税抜きのところに合わせていただきたいと思います。今回6,000円でございます。そして、育苗の金額ですが、前回670円であったところ、今回730円となっております。それと、動力散布機作業のところですが、前回800円という金額でしたが、今回900円という金額でございます。それと、刈取りの部分ですが、前回1万7,500円でしたが、今回1万8,000円という金額でございます。最後、乾燥調製の部分ですけれども、前回850円という数字でしたけれども、今回950円。金額として6か所でしょうか、金額の変更となっております。

また、部会長おっしゃったように、今回項目ですとか表示方法などにつきましてもいろいろと議論をしましたが、結果、表示については、前回と大きな変更はございませんでした。

検討委員会を踏まえまして、3月13日に農政振興部会を開催しまして、検討内容についてご協議をいただき、承認をいただいたものでございます。

第5号議案についての説明については以上でございます。

石山会長

それでは、議案第5号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

5号議案につき承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、令和6・7年度農作業労働賃金標準額(案)については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号につき事務局から補足説明を願います。

高橋局長

それでは、議案第6号の参考貸借料(案)について説明をいたします。

参考貸借料の検討につきましては、令和6年2月の8日から令和6年3月の6日までの間に9回会議を行っております。参考貸借料の検討時にいろいろ意見がございまして、借手の部分につきましては、課題についてはやはりロシア、ウクライナ侵攻により化学肥料や農薬が高止まりしていると。肥料、農薬は、上がることはあっても下がることはちょっと考えにくい。あと中山間地域では、地域単収以下の収量が望めない、なかなか難しい部分があるというふうな、いろいろご意見がございました。貸手のほうからの意見としましては、借手の経営状況は理解できる。引き続き耕作を行ってもらうためには減額もやむを得ないと思う。前回は貸借料の減額の話が中心だった。生産費の中の改良区費等の減額の話合いはしていないのかなどと、いろいろ問合せ、意見もございました。最終的には、検討結果としまして、地域ごとに会議を開いておりますので、

それをまとめた内容を説明させていただきます。

最初に審議に入ったのが神林地域でございました。ここについては、生産費の前回減額率から15%を減額し、第1地区、1万6,500円を1万4,000円とした。第2、第3地区については、現行の割合での減額としました。また、物納については、農地バンク法の契約方法から、表記的には今後しないというふうなことで検討して、最終的に決定をしました。

村上地域につきましては、隣接地の神林の状況を踏まえ、同様に第1地区、1万6,500円を1万4,000円としたと。第2、第3地区につきましては、現行の割合で減とした。物納については、先ほどの神林の審議と同様でございます。

荒川地域につきましては、生産費の状況から、第1地区、1万4,000円から8%程度減とした1万3,000円としました。第2、第3地区につきましては、現行の割合で減とし、また物納については同様の取扱いをしております。

朝日地域につきましては、各地区生産費及びほ場条件から15%から25%の範囲内で減額し、地区賃借料を設定しました。また、物納につきましても、ほかの地区と同様にすることによって決定しております。

山北地域につきましては、鳥獣被害、水路の管理などの経費を考慮し15%程度減として、第1地区、1万2,000円を1万円としました。第2、第3地区については、現行の割合で減額としてありますし、また物納については全地区と同様の取扱いとしました。

皆さんのお手元のほうの参考賃借料（案）についてですが、作成意図につきましては、これまで表記をしていなかったことから、ご理解をいただくために理由を記載して作成しています。

今回の改正点につきましては、大まかに考えていくと、国際情勢等により生産費の燃油や資材、肥料の高騰及び人件費の増額を見込んだような改定となっております。あと地域計画に伴い、令和7年4月以降の新規契約が中間管理機構での契約が主となることから、お金のやり取りとなり、物納ができなくなるため、物納の表記を廃止しましたと記載させていただいております。各地区は、決定事項に伴って参考賃借料を記載した金額となっております。

裏面を見ていただきますと、全体的に配布することを考えまして、中段の下にありますが、農地の契約についてということでご理解をいただくために「農地バンク」の内容を記載しました。

表記につきましては以上でございます。

石山会長

それでは、議案第6号について質疑に入ります。ご意見、ご質問ある方。

（発言する者なし）

石山会長

これもないようでありますので、議案第6号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第6号 参考貸借料(案)については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第7号 職員の任免について、議題といたします。

事務局、説明してください。

高橋局長

それでは、3月の19日に人事異動の発表がありました。それに伴ったものとなっております。下記の職員を任免することについて、農業委員会等に関する法律26条第3項の規定に基づき農業委員会の同意を求めるものです。

1番、免ずる職員、副参事、小田雄介、令和6年3月31日。

2番、任免する職員、副参事、園部裕昭、令和6年4月1日。

3番、兼務を解く職員、主査、渡邊敏規、令和6年3月31日。同じく主査、津野千鶴子、令和6年3月31日。同じく主査、菅井雄一郎、令和6年3月31日。

4番、兼務を命ずる職員、課長補佐、高橋博文、令和6年4月1日。課長補佐、加藤権治郎、令和6年4月1日。主査、鈴木素美、令和6年4月1日。主事、高野蓮太、令和6年4月1日。

以上でございます。委員の皆様、同意のほうよろしく願いいたします。

石山会長

それでは、議案第7号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案第7号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第7号 職員の任免については承認することに決定いたしました。

議事は以上といたします。

午後4時10分まで休憩します。

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時35分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和6年3月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員